

令和6年(ハ)第■■■■■号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■

被告 ENEOS株式会社

原告第2準備書面

令和6年7月19日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

原告 ■■■■

目次

はじめに	3
第1 原告の主張	3
1 行動基準及び本件規程の解釈について	3
(1) 行動基準は、本件規程の前提であり、本件規程に定める対応事項を実行するか否かの判断の拠り所となるものであること	3
(2) 「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知するという不正行為等も、本件規程等に定める再発防止策の対象であること	4
(3) 被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、本件規程3.6(1)に定める通知をする義務があること	5
(4) 被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、当該事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行する義務があること	6
2 通報情報に関する事実について	7
(1) 通報情報及びこれに対する調査補助者の応答	7
(2) 事実A 原告が本件支払手続をした行為	9
(3) 事実B 上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為	10
(4) 事実C 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為	11

3	被告の行動基準及び本件規程に違反する行為について	12
(1)	被告が、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していたこと	13
(2)	被告が、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知したこと	14
(3)	違反A 原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為	15
(4)	違反B 是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為	17
(5)	違反C 法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為	18
4	原告が被告の行動基準違反及び本件規程違反によって被った精神的損害	19
(1)	被告の行動基準違反及び本件規程違反	19
(2)	業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況	20
(3)	原告が被った精神的損害	21
5	まとめ	22
6	本件訴訟における原告の主張は許される	22
(1)	既判力が本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない	22
(2)	本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される	24
第2	被告準備書面（2）の第2に対する認否	26
1	第2の1（3頁以下）について	26
2	第2の2（10頁以下）について	28

はじめに

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、本件規程、原告の訴状及び原告第1準備書面に定義するところによる。同様に、上記の書面に別段の定義のない限り、被告が定義する用語の意味を用いる。また、引用文の一部で「《 本件事業部 》」のように示している表記は、固有名詞の伏せ字を意味する。

被告は、令和6年5月23日、原告が2024年4月22日の第1回口頭弁論期日に社内規程及び業務上の電子メール等を書証として提出したことを確認したとして、原告に対して懲戒処分を通告している。現在のところ、どの書証が懲戒処分の対象となっているのかについて、被告から明らかにされていない。

そのため、甲27以降の書証は、被告の本書に対する認否の後に文書送付嘱託を申し立てた後に提出する。

参考として、本件訴訟における全ての主張書面及び前回訴訟における判決書の内容は、<https://minnanosaiban.github.io/hotline> に掲載している。

第1 原告の主張

1 行動基準及び本件規程の解釈について

- (1) **行動基準は、本件規程の前提であり、本件規程に定める対応事項を実行するか否かの判断の拠り所となるものであること**

ア 被告が公表している「ENEOSグループ行動基準（以下「行動基準」という。）¹」は、事業活動を通じて「ENEOSグループ理念」を実現し、社会的責任を果たしていくために実践すべき基準であり、「ENEOSグループ理念」では、「誠実・公正であり続けることを価値観の中核とし、高い倫理観を持って企業活動を行います。」と表明している。

また、行動基準は、被告におけるすべての社内規程類の前提として位置づけられており、被告の事業活動における判断の拠り所となるものである。

(注²)

イ すなわち、行動基準は、本件規程の前提であり、また、本件規程に定める対応事項を実行するか否かの判断の拠り所となるものである。

- (2) **「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知するという不正行為等も、本件規程等に定める再発防止策の対象であること**

ア 行動基準1項の(1)に、「私たちは、コンプライアンス（法令・契約・社内規程類等の遵守）を徹底し、社会規範に適切に対応します。」と定めている。

また、行動基準11項の(3)に、「私たちは、業務上必要なすべての記録および報告を、事実に基づき、正確に、遺漏なく、かつ適時に作成します。」と定めている。

また、行動基準14項の(1)に、「私たちは、この行動基準に違反する又は違反するおそれのある行為を発見した場合、上司への報告、関係部署への相談又は内部通報制度の利用により、その解決を図ります。」と定めている。

また、本件規程1.1に、不正行為等とは、被告等における法令等に違反する行為または違反するおそれのある行為をいうと定めている。

また、本件規程1.2(1)に、法令等とは、国内外の法令、契約、定款および規程類をいうと定めており、法令等に行動基準が含まれていることは、原

¹ 被告は、<https://www.hd.eneos.co.jp/company/conduct.html>にて、行動基準を公表している。

² 甲2の1 ENEOSグループ行動基準

告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注³)

イ すなわち、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知するという不正行為等も、行動基準14項の(3)に定める再発防止策、及び本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策の対象である。

ウ なお、本件訴訟において問題となっている売買契約に基づかない支払をするという不正行為等も、行動基準14項の(3)に定める再発防止策、及び本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策の対象である。

(3) 被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、本件規程3.6(1)に定める通知をする義務があること

ア 本件規程3.6(1)に、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」に、被告が通報者に対して、当該事実に対する是正措置及び再発防止策、又は対応策を本件規程3.6(1)に定める通知事項として通知することを定めている。

また、行動基準11項の(3)に、「私たちは、業務上必要なすべての記録および報告を、事実に基づき、正確に、遺漏なく、かつ適時に作成します。」と定めている。(注⁴)

イ すなわち、本件規程3.6(1)に定める通知は、事実に基づいていること、正確であること、遺漏ないこと、かつ適時に実行することが前提である。

ウ 従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実についての本件規程3.6(1)に定める通知の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であるか否かは、業務プロセスがかかわるトラブルを未然に防ぐ対策が取られているかという点について、行動基準12項の(3)に定める「私たちは、相互の対話および円滑な意思疎通を通じて、働きやすい職場環境を確保・維持するよう努めます。」という事項に影響を与える。

エ 以上のとおり、被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反

³ **乙1** コンプライアンスホットライン規程

甲2の1 ENEOSグループ行動基準

原告第1準備書面 第2の2(1)「また、本件規程1.2(1)に」以下(16頁14行目以下)

被告準備書面(2) 第2の2(1)「ア 第1段落」以下(10頁15行目以下)

⁴ **乙1** コンプライアンスホットライン規程

甲2の1 ENEOSグループ行動基準

する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、本件規程3. 6 (1)に定める通知をする義務がある。かつ、その通知の内容は、正当であることはもちろんのこと、行動基準1 1項の(3)に定める「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であることが求められる。

(4) 被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、当該事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行する義務があること

ア 本件規程3. 5に、調査の結果、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が確認された場合に当該事実に対する是正措置および再発防止策等を実施することを定めている。

また、行動基準1 4項の(3)に、「私たちは、この行動基準に違反する事態が発生した場合、その原因を徹底して究明するとともに、効果的な再発防止策を定め、これを遂行します。」と定めている。(注⁵)

イ すなわち、本件規程3. 5に定める是正措置および再発防止策等は、その原因を徹底して究明すること、かつ再発防止策は効果的であることが前提である。

ウ 従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実についての原因究明及び再発防止策を実行しているか否かは、業務プロセスがかかわるトラブルを未然に防ぐ対策が取られているかという点について、行動基準1 2項の(3)に定める「私たちは、相互の対話および円滑な意思疎通を通じて、働きやすい職場環境を確保・維持するよう努めます。」という事項に影響を与える。

エ 以上のとおり、被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、当該事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行する義務がある。そして、その原因及び再発防止策等の通知の内容は、正当であることはもちろんのこと、行動基準1 1項の(3)に定めるとおり、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であることが求められる。

⁵ **乙1** コンプライアンスホットライン規程

甲2の1 ENEOSグループ行動基準

2 通報情報に関する事実について

本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る情報（通報情報）に関する事実を大きく分けると、

- **事実A** 原告が本件支払手続をした行為（甲3）
- **事実B** 上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為（甲4）
- **事実C** 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為（甲27）

の3つであった。（以下、それぞれ、「事実A」、「事実B」、「事実C」という。）

(1) 通報情報及びこれに対する調査補助者の応答

ア 原告が平成28年9月14日又は同年10月3日に、本件規程2.1(1)アに定めるメールアドレス又は調査補助者に対して、原告が本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続を行った事実（甲3）、これに関連する原告と上司Aとのやり取りの内容（甲4）、及び本件GSTの金額が請求金額として記載されている請求書の内容（甲3）を告げるメールを送信したことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。（注⁶）

イ 原告は、上司Aが契約内容を確認しないという行為が意図的であると感じてはいたものの、本件通報の際に上司A個人に問題があるとされないようにと配慮して、通報用フォームの「法令等違反を行った者・部署等」の欄（乙2）を空欄にした。（注⁷）

ウ また、原告は、調査補助者に対する追加通報の際、「上司Aが契約内容を確認しようとしなさい」と告げるのではなく、「契約締結時、契約書に付加価値税を請求額に含めないことを記載することについて、相手企業に依頼することができるのか（甲14の2）」、「契約時に、“税抜きで請求”という契約は行えないのか？（甲15の1）」及び「海外取引の際、付加価値税と合わせて支払わなくてはならないのはどのようなケースか？（甲17の1）」と告げていた。（注⁸）

⁶ **乙2** コンプライアンスホットライン 通報用フォーム（本件通報）

甲8の4 本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル
訴状 第2の4(4)及び(5)「原告は、平成28年」以下（3頁23行目以下）
答弁書 第2の4(4)及び(5)「第2の4(4)」以下（16頁7行目以下）

⁷ **乙2** コンプライアンスホットライン 通報用フォーム（本件通報）

⁸ **甲14の2、甲15の1、甲17の1、**

エ 原告が、調査補助者に対する追加通報において、調査補助者に対し、被告と本件豪州企業との間で締結した契約の確認に関する状況を告げていたことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注⁹)

オ 調査補助者が、上記エの通報情報に対して、「追加でいただいた疑問含め、対応検討させていただきます。(甲14の1)」及び「打ち合わせを行う場合は、また別途日程を設定させていただきます。(甲18の1)」と返答し、また、以下の枠内の事項(甲23の8)を「調査の対象となる事項」として提示していたことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注¹⁰)

《 中略 》

2. 調査の対象となる事項

以下の点について、「コンプライアンス違反があったか否か」について調査し回答します。

《 中略 》

(1) 適切な是正措置が取られたのか。

1.(2)のとおり、適切な速付処理および当社帳簿への費用計上処理が完了しているかについて確認します。2018年12月13日付で《原告》様からいただいたメール(Re:コンプライアンス違反となる事象の有無とその理由・根拠の確認について)の①、⑤、⑥、⑨、⑩および⑪対応する趣旨です。

《 中略 》

(3) 「契約書に付加価値税の扱いについて明記するべきではないか。」との疑問に答える。

『調査の対象となる事項(調査スコープ)』の「(2)支払い義務が無い可能性を認識しているにも関わらず、その可能性の確認をせずに付加価値税の支払いをしていることは、“問題ない”のかどうかを確認」については、これでお答えできると考えます。

《 中略 》

※注 上記の「①、⑤、⑥、⑨、⑩ および ⑪ 対応する趣旨です。」という記載に

本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル

⁹ **甲10の2、甲13の1、甲13の2、甲14の2、甲15の1、甲16の3、甲17の1、甲22の3、甲23の5** 本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル

原告第1準備書面 第2の2(3)「原告は、調査補助者に」以下(17頁20行目以下)
被告準備書面(2) 第2の2(3)ア「ア 第1段落」以下(12頁6行目以下)

¹⁰ **甲14の1、甲18の1、甲23の8**

本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル
原告第1準備書面 第2の2(3)「これに対し」以下(17頁23行目以下)
被告準備書面(2) 第2の2(3)イ「イ 第2段落」以下(12頁8行目以下)

ついて、「①」は、本件事業部において被告と本件豪州企業との間で締結した契約の内容を確認していない事実を意味しており、また、「⑤」は、被告が本件豪州企業に対して役務対価の金額とG S Tの金額を合わせた金銭を支払い続けていた事実を意味している（甲22の3）。

(2) 事実A 原告が本件支払手続をした行為

ア 被告において、本件豪州企業に対してコンサルタントの役務対価と本件G S T 75,437.10 豪ドルを合わせた金額 836,601.06 豪ドルを支払うための手続をした行為が存在していたところ（本件支払手続）、その支払の内容は、被告と本件豪州企業との間で締結したG S Tに関する定めが存在していない契約の内容に基づいていない支払であった。（注¹¹）

イ 本件規程1. 2 (1) に定めるの法令等は、国内外の法令、契約、定款および規程類をいうのであるから、原告が本件支払手続をした行為は、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払が契約内容に基づいていなかった点について、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が存在したということである。

ウ 以上のとおり、原告が本件支払手続をした行為は、本来であれば、本件規程3. 5又は行動基準1 4項の(3)に定める是正措置及び再発防止策を実行する対象である。

(3) 事実B 上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為

ア 上司Aは、原告が上司Aに対して本件支払手続により本件豪州企業にG S Tを支払っていたことを報告した際、原告に対し、「G S Tの支払額をインボイスとともに当局に届けると、支払うべき税金（源泉税）からそのG S T分減額されるとのことで、主な過去の支払い分については対応してもらっています。今後、同様に豪州企業からG S T込みで請求された場合には 豪州子会社に送付して手続きをしてもらう方向で整理します。（甲4の3）」と説明していた。なお、上記の「主な過去の支払い分」とは、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払のことである。（注¹²）

イ しかし、実際には、被告においては、本件支払手続について、上記アの説

¹¹ 甲3 原告が本件豪州企業に対して本件G S Tを支払う手続きをしたことが記載されているメールファイル

甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

¹² 甲4 原告と上司Aとのやり取りが記載されているメールファイル

明の内容のとおりに対応していなかった。

ウ また、被告においては、本件調査報告1又は本件調査報告2の後においても、本件支払手続について、上記アの説明の内容のとおりに対応していない。

エ また、被告においては、上記アの説明の内容のとおりに対応しないことにした旨を通知することもしていない。

オ 上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為は、その説明の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である点について、行動基準1項の(1)及び11項の(3)に違反するおそれがあるため、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が存在したということである。

カ 以上のとおり、上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為は、本来であれば、本件規程3.5又は行動基準14項の(3)に定める是正措置及び再発防止策を実行する対象である。

(4) 事実C 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為

ア 豪州子会社が、平成29年7月31日、被告に対して79,315.52豪ドルを送金した。被告側における入金処理の摘要欄は、「《豪州子会社》に対する雑収入請求 JXTGエネルギー分のGST額戻し入れ 2014、2015年度のGST還付額（JXTGエネルギー分）（甲27）」¹³である。

(注¹⁴)

イ 被告においては、平成29年10月16日、部長報告を実施しており（以下「本件部長報告」という。）、本件部長報告は、「《豪州子会社》にて還付をうけた過去分のGSTのJXTGエネルギーへの戻し入れは、雑収入で計上。（甲20の1）」と通知していた。**(注¹⁵)**

ウ 要するに、本件部長報告は、豪州子会社が平成29年7月31日に被告に対して送金した金銭79,315.52豪ドルについて（甲27）、「《豪州子会社》にて還付をうけた過去分のGSTのJXTGエネルギーへの戻し入れ」の金銭であると通知していた（甲20）。

エ 本件部長報告は、「過年度JXTGエネルギーの支払分については《豪州

¹³ 「JXTG」とは、被告が商号変更する前の商号であるJXTGエネルギー株式会社の略称である。

¹⁴ **甲27**

¹⁵ **甲20** 本件通報情報に関する措置を報告していると思われる内容が記載されているメールファイル

子会社」にて17年9月までに還付請求を実施。また「豪州子会社」への還付額について、JXTGエネルギーへの戻入れも実施済み（甲20の1）」と通知しているところ、

- 豪州子会社が、豪州から「豪州子会社」への還付額」として受けた金銭（甲20）と
- 豪州子会社が、平成29年7月31日に被告に対して送金した金銭79,315.52豪ドル（甲27）が

同一の支払手続についてのものであるか否かが判然としない。（注¹⁶）

オ そのため、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「豪州子会社」への還付額」として受けていないにもかかわらず、平成29年7月31日に被告に対して送金した可能性がある。

カ 要するに、豪州子会社が平成29年7月31日に被告に対して送金した行為は、豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為といえる。

キ 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為は、不正な送金をした可能性がある点、及びこれに関する本件部長報告の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である点について、会計原則、行動基準1項の(1)及び11項の(3)に違反するおそれがあるため、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が存在したということである。

ク 以上のとおり、本来であれば、本件部長報告は、本件規程3.5又は行動基準14項の(3)に定める是正措置及び再発防止策を実行する対象である。

3 被告の行動基準及び本件規程に違反する行為について

本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る情報（通報情報）を受け、従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握した被告において、

- **違反A** 原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為、
- **違反B** 是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為、及び
- **違反C** 法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底

¹⁶ 甲20 本件通報情報に関する措置を報告していると思われる内容が記載されているメールファイル

した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為が存在した。(以下、それぞれ、「違反A」、「違反B」、「違反C」という。)

(1) 被告が、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していたこと

ア 被告が、平成29年2月7日に、調査補助者と上司Aが協議するという調査を実施し(本件調査対応協議)、調査補助者が、同年7月に、原告に対し、本件調査対応協議の実施した旨を通知したことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注¹⁷)

イ 本件調査対応協議の後、本件豪州企業が被告にGSTを請求していたのは、平成29年4月までであったことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注¹⁸)

ウ 要するに、被告は、本件調査対応協議を実施した平成29年2月7日から約2カ月強の間に、本件豪州企業からGSTを請求されないための何かしらの措置を実行した。

エ 被告と本件豪州企業との間で締結したGSTに関する定めが存在していない契約の契約終了日が平成30年3月31日であることは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注¹⁹)

オ 契約終了日が定められていることにより、平成30年3月31日より前に、被告と本件豪州企業との間の契約にGSTに関する定めを追加することは、不可能であるか、相当の手順が必要となる。

カ そのため、被告は、平成30年3月31日の後の同年9月13日に、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、《本件豪州企業》がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という表示のある契約を結ぶという本件契約の措置を実行した。(注²⁰)

¹⁷ 訴状 第2の4(8)「被告と」以下(6頁24行目以下)

答弁書 第2の4(8)「第2の4(8)」以下(18頁14行目以下)

¹⁸ 訴状 第2の5(2)ウ「本件豪州企業が」以下(12頁1行目以下)

答弁書 第2の5(2)ウ「ウ 第2の5(2)ウ」以下(21頁4行目以下)

¹⁹ 原告第1準備書面 第2の1(3)表6「被告と本件豪州企業との」以下(14頁3行目以下)

被告準備書面(2) 第2の1(3)「第2の1(3)」以下(6頁10行目以下)

²⁰ 甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

キ 以上のとおり、被告は、本件調査対応協議を実施した平成29年2月7日から約2カ月強の間に、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払が契約内容に基づいていなかったという事実の存在を把握した。

ク 本件規程1. 2 (1) に定める法令等は、国内外の法令、契約、定款および規程類をいうのであるから、被告は、本件調査対応協議を実施した平成29年2月7日から約2カ月強の間に、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握したということである。

ケ 少なくとも、被告は、どこかのタイミングで、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払が契約内容に基づいていなかったという事実、すなわち、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していた。(注²¹)

(2) 被告が、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知したこと

ア 本件内部通報制度の目的は、被告等における法令等に違反する行為または違反するおそれのある行為を早期に是正することであるから、本来であれば、

- **事実A** 原告が本件支払手続をした行為について(甲3)、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払が契約内容に基づいていなかった点、

- **事実B** 上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為について(甲4)、その説明の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である点、及び

- **事実C** 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金をした行為について(甲27)、不正な送金をした可能性がある点、及びこれに関する本件部長報告の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である点

が本件規程3. 5又は行動基準14項の(3)に定める是正措置及び再発防止策を実行する対象である。

イ ところが、被告は、本件調査報告1及び本件調査報告2において、それぞれ、「業務を本件事業部業務グループに移管した上で、還付可能であること

²¹ **甲3** 原告が本件豪州企業に対して本件G S Tを支払う手続きをしたことが記載されているメールファイル

甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

を確認している付加価値税の還付を含め、今年度上期を目途に対応完了予定であることを確認した。(乙11)」、「一般に、GSTの還付は納税者の「権利」であり、「義務」ではない。したがって、GSTの還付をするか否かは任意であり、還付を受けないままであったとしても、不正行為等にはあたらない。(乙12の6頁)」又は「豪州のGST還付制度を利用して還付を受けられるすべての金額について、2017年9月までに還付を受け対応を完了している。(乙12の6頁)」という点について本件規程3.6(1)に定める通知をしていた。(注²²)

ウ 上記イのとおり、被告は、原告に対し、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知していた。

エ 原告に対して法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せるために、あるいは本件規程に定める対応をしたと見せかけるために、被告が、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知をしたのであれば、**被告の行為は、不合理かつ悪質である。**

(3) 違反A 原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為

ア 調査補助者は、本件調査報告1及び本件調査報告2の際、原告に対し、本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていたのか否かに関して通知していなかった。(注²³)

イ また、調査補助者は、原告の質問に回答する際にも、「当社と《本件豪州企業》間の契約書について確認するように再三お求めですが、これを行う必要はないものと判断しています(甲25の5)」、「契約書上のGST条項の有無や記載内容については、結論に関係がありませんのでお調べしません(甲25の5)」及び「契約書を確認するという行為は、先に述べた通り対応として意味がない行為です(甲25の5)」などと通知して、本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていたのか否かに関し

²² **Z11** 「コンプライアンスホットライン窓口宛ご相談について(結果報告)」と題する文書

Z12 「旧・石炭事業部GSTに関するホットライン通報に関する調査結果について」と題する文書

²³ **Z11** 「コンプライアンスホットライン窓口宛ご相談について(結果報告)」と題する文書

Z12 「旧・石炭事業部GSTに関するホットライン通報に関する調査結果について」と題する文書

て通知していなかった。(注²⁴)

ウ また、調査補助者は、原告に対して社内SNS投稿について回答した際、被告と本件豪州企業との契約内容について、2015年(平成27年)に締結されたものと本件契約の措置によって締結されたものとの違いを通知することにとどめており、契約内容にGST等に関する表示が追加された理由及び本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていたのか否かに関して通知していなかった。(注²⁵)

エ しかし、実際には、被告は、本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていなかったという事実、すなわち、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していた。(注²⁶)

オ 要するに、被告は、原告に対して法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せていた。

カ 以上により、被告が、原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為について、被告に行動基準1項の(1)、11項の(3)、12項の(3)及び本件規程3.6(1)違反が存在する。

(4) 違反B 是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為

ア 本件部長報告は、本件事業部の部長宛ての報告ではあるけれども、原告を含む経費支払の実務を行う担当者など、管理職以外の社員とも共有している。また、本件部長報告の内容に関して、別途、実務担当者向けの説明会等を実施するなどしていない。

イ 要するに、本件部長報告は、本件支払手続を含む海外企業に付加価値税を支払っていたという事実が発生したことに対する是正措置及び再発防止策等を本件事業部の部長に対して報告するとともに、本件事業部の実務担当者に対しても通知しているものである。

ウ なお、本件部長報告においても、本件支払手続で支払をした本件GSTの

²⁴ **甲25の5** 本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル

²⁵ **甲21** 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

²⁶ **甲3** 原告が本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きをしたことが記載されているメールファイル

甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

支払が契約内容に基づいていなかったという事実の存在を伏せていた。

(注²⁷)

エ 本件部長報告は、「過年度 J X T G エネルギーの支払分については ≪ 豪州子会社 ≫ にて 17 年 9 月までに還付請求を実施。また ≪ 豪州子会社 ≫ への還付額について、J X T G エネルギーへの戻入れも実施済み（甲 20 の 1）」と通知しているところ、

- 豪州子会社が、豪州から「≪ 豪州子会社 ≫ への還付額」として受けた金銭（甲 20）と
- 豪州子会社が、平成 29 年 7 月 31 日に被告に対して送金した金銭 79,315.52 豪ドル（甲 27）が

同一の支払手続についてのものであるか否かが判然としない。(注²⁸)

オ そのため、本件部長報告の内容は、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である。

カ また、本件部長報告は、「2016 年 11 月以降 G S T の法改正により、非居住者である J X T G エネルギーに対するコンサルタント料の請求には G S T は含まれないことを確認済み（甲 20 の 1）」と通知しているところ、「2016 年 11 月以降 G S T の法改正」に該当する法改正が特定できない。そもそも、「2016 年 11 月以降 G S T の法改正」に該当する法改正が存在しない可能性がある。(注²⁹)

キ そのため、この点についても、本件部長報告の内容は、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報である。

ク 以上により、被告が、従業員の業務遂行にかかわる是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為について、被告に行動基準 1 項の (1)、11 項の (3) 及び 12 項の (3) 違反が存在する。

(5) 違反 C 法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為

ア 被告は、本件支払手続で支払をした本件 G S T の支払が契約内容に基づい

²⁷ 甲 20 本件通報情報に関する措置を報告していると思われる内容が記載されているメールファイル

²⁸ 甲 20 本件通報情報に関する措置を報告していると思われる内容が記載されているメールファイル

²⁹ 甲 20 本件通報情報に関する措置を報告していると思われる内容が記載されているメールファイル

ていなかったという事実、すなわち、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握した。(注³⁰)

イ ところが、原告が知らされた内容からすると、被告が再発防止策等として実行したことは、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、《本件豪州企業》がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という表示のある契約を結ぶという本件契約の措置を実行することにとどまっていた。(注³¹)

ウ 被告において、海外企業に対する経費支払は本件豪州企業に対する経費支払以外にも多く存在する。被告における支払手続に係る支払の内容が契約内容に基づいていない事態を未然に防ぐための効果的な再発防止策とは、契約内容の共有方法又は支払手続における確認作業などの業務プロセスを適正化することである。本件契約の措置を実行しただけでは、効果的な再発防止策を実行したとはいえない。

エ 以上により、従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為について、被告に行動基準12項の(3)、14項の(3)及び本件規程3.5の違反が存在する。

4 原告が被告の行動基準違反及び本件規程違反によって被った精神的損害

(1) 被告の行動基準違反及び本件規程違反

ア 被告は、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した場合に、本件規程3.6(1)に定める通知をする義務、又は行動指針14項の(3)及び本件規程3.5に定める徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行する義務がある。

かつ、これに関する通知の内容は、正当であることはもちろんのこと、行動基準11項の(3)に定める「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であることが求められる。

イ ところが、本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る情報(通報情報)を受け、従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握した被告において、

³⁰ **甲3** 原告が本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きをしたことが記載されているメールファイル

甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

³¹ **甲21** 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

- **違反A** 原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為、
- **違反B** 是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為、及び
- **違反C** 法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為が存在した。

ウ 以上により、被告に、行動基準1項の(1)、11項の(3)、12項の(3)、14項の(3)、本件規程3.5及び3.6(1)違反が存在する。

(2) 業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況

ア 債権回収業務の際に請求書を発行するという業務プロセスは、一般的な作業である。

原告が債権回収業務を担当した当時の上司は、請求書の発行をさせず、さらに、入金された金額に該当する債権が特定できないような業務プロセスで業務を行わせていたところ、多額(多数)の債権未回収というトラブルが発生した。

イ 多数の債権未回収が発生したということは、従業員に課した業務プロセスに問題があることが否定できない状況であるといえる。

ウ しかし、そのトラブルの原因を究明せずに、被告においては、原告が「債権回収業務において催促を怠り多額の回収漏れを発生させた」として、原告の人事評価について、能力評価のランク項目の全てがe評価のゼロ点、及び実績評価の評価項目の全てがd評価の1点とする措置をとった。

エ 上記ウの評価点の評価コメントは、「業務遂行にあたっての基本姿勢、教育が出来ていない。債権回収業務において催促を怠り多額の回収漏れを発生させた。GMへの相談・承諾なしにGM承認済みのメールを発信した。先輩社員への相談時、ノートも取らずに同じ質問を何度も繰り返した等々、これまでにどのような教育を受け業務を遂行してきたのか理解に苦しむ。自分の業務内容を理解していないもしくは理解しようとしていないと思われる場面も見受けられた。上司の指示や周囲のアドバイスを素直に受け入れない傾向もあり、より事態を悪化させた面もあった。自分の業務の省力化を最優先させ問題を引き起こす傾向も見られた。」であった。

オ 上記エの評価コメントを受けた原告側から補足を述べると、「GMへの相

談・承諾なしにGM承認済みのメールを発信した」という上記エのコメントについては、メールの発信は、原告のメールアドレスからではあるけれども、GMが業務の対応を任せたチームリーダーと共に文章を作成して、チームリーダーの承認のもと、メールで送信したものである。

カ 上記オに加えて補足を述べると、「自分の業務の省力化を最優先させ問題を引き起こす傾向」という上記エのコメントについては、原告が保有する「JDLA Deep Learning for ENGINEER」等の資格で示されるとおり、原告は、以前からIT関連に関して知見があり、その知見を活用して業務の省力化を図ったものである。上司のコメントは、その省力化を原因として、どのような問題が発生したのかを示していない。

キ 以上のとおり、被告においては、業務プロセスがかかわるトラブルが発生した際、そのトラブルの原因を究明せずに、特定の個人に問題があることがトラブルの原因とする記録をすることが可能な状況である。

ク さらに、「使用者が、労働者の人事評価をするに際して、逐一、その裏付けとなる具体的な根拠事実を示す義務があるなどとは解されない（乙3³²）」から、被告の人事評価制度において、特定の個人に問題があることがトラブルの原因であることを補足するような記録として、根拠なく個人に問題があるとするコメント、抽象的に個人に問題があるとするコメント又は個人の人間性に問題があるとするコメントを記録することが可能な状況である。

(3) 原告が被った精神的損害

ア 経費支払業務の際に請求内容の疑問について契約内容を確認するという業務プロセスは、一般的な作業である。

原告が上司Aに対して本件支払手続により本件豪州企業にGSTを支払っていたことを報告した際、これに対する上司の説明には、被告と本件豪州企業との契約内容から本件GSTを支払う義務があるかどうかについて確認する意向が認められなかった。（甲4）

経費支払業務の際に契約内容を確認するという業務プロセスが行えない状況は、支払う義務がない金銭を支払うトラブルが発生するおそれが存在する状況である。

イ 上記(2)で述べたとおり、被告においては、業務プロセスがかかわるトラブルが発生した際、そのトラブルの原因を究明せずに、特定の個人に問題があることがトラブルの原因とする記録をすることが可能な状況である。

³² **乙3** 前回訴訟第一審判決書 第3の4(1)「使用者が、労働者の」以下(33頁22行目以下)

ウ さらに、上記(2)で述べたとおり、被告においては、特定の個人に問題があることがトラブルの原因であることを補足するような記録として、根拠なく個人に問題があるとするコメント、抽象的に個人に問題があるとするコメント又は個人の人間性に問題があるとするコメントを記録することが可能な状況である。

エ 以上の状況のなか、原告が本件内部通報制度に相談したところ、上記(1)で述べたとおり、被告が従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握した後の被告の行為は、行動基準及び本件規程に違反する行為であった。

オ 原告は、被告の行動基準違反及び本件規程違反によって、業務プロセスに問題があることによりトラブルが発生するおそれが存在する状況の際に解決策がないという不安を抱かざるを得ないという精神的損害を被った。

5 まとめ

よって、被告について、債務不履行に基づく責任又は不法行為に基づく責任が成立し、原告は、被告に対して、1円の支払いを求める。

6 本件訴訟における原告の主張は許される

(1) 既判力が本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない

ア 前回訴訟における前回訴訟争点1に係る損害賠償請求の訴訟物は、原告が既に述べ、被告も認めるとおりであるところ、前回訴訟控訴審判決は、本件内部通報制度における調査は通報者のためにされるものではないから、被告の調査等の対応に関し、原告に対する信義則上の義務違反があったということとはできないとした判決である。(注³³)

イ 一方で、本件訴訟における原告の主張は、被告が、本件規程1.2(5)に定める通報を受けて本件規程1.2(9)に定める調査を実施した結果、本件支払手続で支払をした本件G S Tの支払が契約内容に基づいていなかったという事実、すなわち、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実の存在を把握し、当該事実に対する是正措置、再発防止策又は対応策として、被告が本件豪州企業からG S Tを請求されないための何かしらの措置、及び「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州G S Tを課さない。なお、《 本件豪州企業 》がG S Tを課すべきと判断すれば、G S T込みで

³³ **乙3** 前回訴訟第一審判決書 第3の2(1)イ「イ しかしながら」以下(24頁16行目以下)
原告第1準備書面 第2の1(2)「本件規程に定める」以下(11頁10行目以下)
被告準備書面(2) 第2の1(2)ア「ア 第1段落」以下(4頁9行目以下)

請求する権利を有する。」という表示のある契約を結ぶという本件契約の措置を実行したという事実が存在したところ、被告に、

- **違反A** 原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を伏せた行為、
- **違反B** 是正措置及び再発防止策等に関して「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報を通知した行為、及び
- **違反C** 法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する徹底した原因究明及び効果的な再発防止策を実行しなかった行為が存在したことにつき、被告において、行動基準1項の(1)、11項の(3)、12項の(3)、14項の(3)、本件規程3.5及び3.6(1)違反が存在することである。

ウ したがって、本件訴訟訴訟物は、前回訴訟控訴審判決の既判力の生じた訴訟物と同一関係になく、また、本件訴訟における原告の主張が実質的な蒸し返しにも当たらないことは明らかである。

エ また、被告が通報を受け付けた後に調査を実施しない場合の違反、及び被告が法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実を把握した後に通知及び再発防止策等を実行しない場合の違反は、同一の通報（本件通報）に関する対応事項であっても、それぞれ互いに独立した関係であるため、それぞれ別個の違反であることからしても、本件訴訟訴訟物は、前回訴訟控訴審判決の既判力の生じた訴訟物と同一関係にない。

オ また、原告が既に述べたとおり³⁴、本件訴訟訴訟物が前回訴訟控訴審判決と矛盾関係にある場合に当たらず、前回訴訟控訴審判決が本件訴訟の訴訟物の先決関係にある場合にも当たらない。

カ よって、前回訴訟控訴審判決の既判力は本件訴訟に及ばず、原告の主張が既判力によって遮断されることはない。また、本件訴訟における原告の主張は、前回訴訟の実質的な蒸し返しにも当たらない。

(2) **本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される**

ア まず、そもそも、上記(1)で述べたとおり、本件訴訟における原告の主張は、前回訴訟の実質的な蒸し返しに当たらない。

イ この点をおくとしても、原告が、前回訴訟において、本件訴訟における訴訟物と同様の主張をして一回的解決を図ることは、困難であった。

³⁴ 原告第1準備書面 第2の1(2)「そして、本件訴訟主要事実は」以下(12頁10行目以下)

ウ 調査補助者は、原告に対して社内SNS投稿について回答した際、被告と本件豪州企業との契約内容について、2015年（平成27年）に締結されたものと本件契約の措置によって締結されたものとの違いを通知することにとどめており、契約内容にGST等に関する表示が追加された理由及び本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていたのか否かに関して通知していなかった。（注³⁵）

エ 「実際には、被告は、是正措置、再発防止策又は対応策を実行したのではないか」という仮説を立てた場合に、原告第1準備書面第2の1(3)「表6. 被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する経緯」（13頁以下）で示しているとおりに辻褄が合うところ、甲21における調査補助者による通知の内容は、時系列表を作成するなどして綿密に分析をしないと、両契約の違いの理由が浮かび上がってこないような態様である。（注³⁶）

オ 調査補助者は、令和元年12月20日、原告に対し、「当社と≪本件豪州企業≫間の契約書について確認するように再三お求めですが、これを行う必要はないものと判断しています（甲25の5）」、「契約書上のGST条項の有無や記載内容については、結論に関係がありませんのでお調べしません（甲25の5）」及び「契約書を確認するという行為は、先に述べた通り対応として意味がない行為です（甲25の5）」等を通知していた。（注³⁷）

カ 原告は、上記オの調査補助者による通知の内容を言葉どおりに受け取っていたため、前回訴訟において、本件規程に定める対応事項のうち、「調査をせず、あるいは不十分であったこと」等について信義則上の義務違反の存在を主張した。（注³⁸）

キ 被告が、令和3年5月26日に、原告に対して、訴訟に関する全ての行為についてオフィススペース及び会社貸与パソコン等を使用することを禁じていたことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。（注³⁹）

ク 原告が前回訴訟を提起する前に、甲21における調査補助者による通知の内容を分析することができたとはいえ、そのためには、前回訴訟を提起する

³⁵ 甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

³⁶ 甲21 本件契約についての内容が記載されているメールファイル

³⁷ 甲25の5 本件通報情報の通知又は調査補助者の返信が記載されているメールファイル

³⁸ 乙3 前回訴訟第一審判決書 第2の2(1)イ「イ 被告は」以下（8頁24行目以下）

³⁹ 原告第1準備書面 第2の1(5)「甲21の3に」以下（15頁9行目以下）
被告準備書面（2） 第2の1(5)「ア 第1段落」以下（7頁14行目以下）

前に、上記オの調査補助者による通知の内容の真偽を疑う過程が必要である。しかしながら、原告が調査補助者による通知の内容について逐一真偽を疑うべきとはいえない。

ケ 被告訴訟代理人が令和3年8月31日に、原告に対して「就業時間外に、会社から貸与を受けているPC端末等を利用することなく、御自身の私用の端末のみを利用して、御自身の御記憶を頼りに、準備書面の作成、証拠の準備等を行っていただくほかないこととなります。」と伝えたけれども、記憶を頼りに準備書面の作成、証拠の準備等を行うことは現実的ではない。

コ なお、原告は、前回訴訟における上告受理の申立てをした後に、前回訴訟争点1の「役員等への報告を適正に行っていなかったこと(乙3⁴⁰)」について、本件通報が本件規程2.3に定める相談ではなく本件規程1.2(5)に定める通報であると伝えられたことを僅かに思い出したため、通報者に対する義務を負わないとしても、本件規程1.1に定める不正行為等に該当するのではないかと考えてメールファイルを確認したところ、甲7の2及び甲21の3を発見した。

サ 前回訴訟の過程において、被告が、令和4年6月7日付の「文書送付囑託の申立てに対する意見書」において、原告の主張に理由があるか否かの認定に影響を及ぼさないことを理由に、契約内容等について証拠調べの必要性の不存在を主張していた。そして、「具体的に何を調査したのか、及び何を調査しなかったのか」が明らかになっていないことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注⁴¹)

シ 前回訴訟に関しては以上のとおりであったことから、原告が、前回訴訟において、本件訴訟における訴訟物と同様の主張をして一回的解決を図ることは、困難である。

ス よって、本件訴訟における原告の主張は、前回訴訟の実質的な蒸し返しにも当たらないことはもちろんのこと、信義則に反せず、許される。

第2 被告準備書面(2)の第2に対する認否

被告の令和6年5月23日付の「被告準備書面(2)」の第2における被告の主張に対する原告の認否は、以下のとおりである。また、被告が否認している箇所について、部分的に補正する。

⁴⁰ 乙3 前回訴訟第一審判決書 第2の2(1)イ「イ 被告は」以下(8頁24行目以下)

⁴¹ 原告第1準備書面 第2の1(5)「原告は」以下(15頁17行目以下)
被告準備書面(2) 第2の1(5)ウ「ウ 第3段落」以下(8頁1行目以下)

1 第2の1（3頁以下）について

(1) 第2の1 (1)（3頁以下）について

特に認否しない。

(2) 第2の1 (2)（4頁以下）について

第2の1 (2) イの第2段落以下について、「答弁書にも」から「同一である。」まで（4頁及び5頁）については、争う。

被告の従業員が内部通報制度の通報窓口に通報をしたときに、被告にどのような義務を負う場合があるのかについての原告の主張は、上記第1の1のとおりである。

また、被告の従業員が内部通報制度の通報窓口に通報をしたときに、信義則上の義務を負う場合があるのか否かについての原告の主張は、原告第1準備書面第2の1 (1)のとおりである。

前回訴訟における前回訴訟争点1に係る損害賠償請求、及び本件訴訟における損害賠償請求が同一関係にあるのか否かについての原告の主張は、上記第1の6 (1)のとおりである。

第2の1 (2)について、上記以外については、特に認否しない。

(3) 第2の1 (3)（6頁以下）について

原告第1準備書面第2の1 (3) 第1段落（12頁22行目以下）の「前回訴訟において把握できなかった情報は、」を「前回訴訟において、原告及び被告が裁判所に提出した準備書面及び書証から把握できなかった情報は、」に改める。

第2の1 (3) イの第2段落について、「表6に記載する事実のうち下線部分の事実は」以下（6頁13行目以下）については、否認ないし争う。

被告が法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していたことは、上記第1の3 (1)のとおりである。これにより、被告は、被告が本件豪州企業からGSTを請求されないための何かしらの措置、及び本件契約の措置を実行した。

第2の1 (3)について、上記以外については、特に認否しない。

(4) 第2の1 (4)（6頁以下）について

原告第1準備書面第2の1 (4) 第2段落（14頁21行目以下）の「何かしらの措置又は本件契約の措置を実行したことを知らされない状況であった。」を「被告が何かしらの措置又は本件契約の措置を実行した時期又は検討した時期に、これを知らされない状況であった。」に改める。

第2の1 (4) アの第2段落について、「原告の主張するような」以下（6頁1

8行目以下)については、否認ないし争う。

第2の1(4)について、上記以外については、特に認否しない。

(5) 第2の1(5)(7頁以下)について

原告第1準備書面第2の1(5)第6段落16頁3行目以下の「前回訴訟主要事実について、信義則違反であるか又は本件規程違反であるかという法的観点の指摘をしていない。」を「紛争の一回的解決という観点から、信義則違反であるか、または本件規程違反であるかという法的観点の指摘をしていない。」に改める。

第2の1(5)エの第2段落について、「ただし」以下(8頁)の裁判所が原告の文書送付嘱託の申立てを却下したことについては、不知である。

第2の1(5)オの第2段落について、「確定した」以下(8頁)の被告が通報者に対して調査の内容を提示する必要があるか否かについては、争わない。

第2の1(5)カの第2段落について、「前回訴訟第一審判決及び」以下(9頁)については、認める。

第2の1(5)キの第2段落について、「それによって原告のいうところの」から「困難ではなかったはずである。」まで(10頁4行目以下)については、否認ないし争う。その余は、認める。これに対する原告の主張は、上記第1の6(2)のとおりである。

第2の1(5)について、上記以外については、特に認否しない。

2 第2の2(10頁以下)について

(1) 第2の2(1)(10頁以下)について

第2の2(1)オの第2段落について、「労働契約法」以下(11頁)の本件規程が労働者の「労働条件」を定めているものであるのか否かについては、争わない。

被告は、「労働条件に関わる」という原告の主張を曲解して、「本件規程は、労働者の「労働条件」を定めているものではない。」と主張しているが、原告は、本件規程について、すなわち、本件内部通報制度における活動について、労働者の側からは職場環境の改善の側面があり、労働条件にかかわりがあることを主張している。

第2の2(1)について、上記以外については、特に認否しない。

(2) 第2の2(2)(11頁以下)について

特に認否しない。

(3) 第2の2(3)(12頁以下)について

第2の2(3)ウの第2段落について、「とすれば、」から「とはいえない。」

まで（13頁1行目以下）については、否認ないし争う。その余は、認める。

本件支払手続に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かという調査事項を調査することは、まさしく、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響する事実を確認することである。一方で、上記第1の3(2)のとおり、被告は、原告に対し、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知していたのであり、被告の行為は、不合理かつ悪質である。

第2の2(3)について、上記以外については、特に認否しない。

(4) 第2の2(4)(13頁以下) について

特に認否しない。

(5) 第2の2(5)(13頁以下) について

第2の2(5)エの第2段落について、「「コンプライアンス」以下(14頁)については、被告が「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」が存在しない旨を通知したつもりであったのであれば、その旨認める。

第2の2(5)カの第2段落について、「答弁書にも」以下(15頁)については、否認ないし争う。

被告が法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在を把握していたことは、上記第1の3(1)のとおりである。また、被告が本件規程3.6(1)に定める通知をする義務があることは、上記第1の1(3)のとおりである。

第2の2(5)について、上記以外については、特に認否しない。

(6) 第2の2(6)及び(7)(15頁) について

特に認否しない。

以上